

京都府情報セキュリティ基本方針

1 目的

京都府情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、京都府の情報セキュリティ対策の基本的な方針を定め、情報資産の適正な管理の保持・徹底を図り、もって府民の信頼の維持向上に資することを目的とする。

2 適用機関

基本方針の適用機関は、京都府の知事部局、企業局、議会事務局、各行政委員（会）及び警察本部とする。

なお、個別の事情を考慮したセキュリティ対策に関する規程を策定し、京都府IT推進本部の承認を得た場合は、基本方針は適用しないものとする。

3 定義

(1) 情報セキュリティ

情報資産の機密を保持し、正確性、完全性及び許可された利用者が必要なときに情報資産を利用できる状態を維持することをいう。

(2) 情報資産

京都府の情報システム及び情報システムで取り扱うすべてのデータをいう。

(3) 情報システム

ネットワーク（データ伝送を行う通信網及びその構成機器）、電子計算機（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成する、情報の処理を行う仕組みをいう。

4 職員の義務

適用機関のすべての職員（非常勤職員等を含む。以下「職員」という。）及び情報システムに関する業務の受託者は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに業務の遂行に当たって基本方針を遵守する義務を負う。

特に、個人情報については、その重要性を認識し、取扱いについては十分留意するものとする。

5 情報セキュリティ対策の推進

(1) 京都府IT推進本部は、情報セキュリティ対策を総合的に推進する。

(2) 情報セキュリティ対策は、情報資産の重要度に応じ、次に掲げる対策を講じるものとする。

ア 物理的セキュリティ対策

情報資産を損傷・妨害等から保護するため、情報システムを設置する施設への不正な立入りを防止する等の対策

イ 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員に基本方針の内容を周知徹底するための教育及び啓発等の対策

ウ 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス

- 制御、ネットワーク管理等の対策
- エ 運用におけるセキュリティ対策
 - セキュリティ対策の遵守状況の確認、情報システムの監視等の対策
- オ 緊急時におけるセキュリティ対策
 - 緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための計画を定める等の危機管理対策

6 情報セキュリティ対策基準の策定

京都府IT推進本部は、京都府の様々な情報資産について、5に定める情報セキュリティ対策を講じるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準についての基本的な事項を定める情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定する。

7 情報セキュリティ実施手順の策定

情報システムを所管する本庁の課（室）長又は地方機関の長は、対策基準を遵守して情報セキュリティ対策を実施するために、所管する情報システムについて、具体的な実施手順を定めた情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定するものとする。

8 情報セキュリティ監査及び評価、見直しの実施

京都府IT推進本部は、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期及び随時の監査を実施し、その結果等を踏まえ、基本方針、対策基準及び実施手順に定める事項並びに情報セキュリティ対策の評価を行い、必要に応じて基本方針、対策基準及び実施手順の見直しを行う。

京都府立学校における無線LANの使用に関する留意事項

京都府立学校情報セキュリティ対策基準に基づき、無線LANの使用に関して留意すべき事項を定めるものとする。

1 構築及び使用

- (1) 無線LANの使用は、授業その他の教育活動で必要な通信を行う場合に限る。
- (2) 無線LANの構築は、授業その他の教育活動用に設置した既存の京都みらいネットワーク用情報コンセントから行うこととし、教育行政用に設置した情報コンセントからの構築を禁止する。
- (3) 無線LANで構築するアクセスポイントは、建物内に設置する。
- (4) 構築する無線LANは、既存のネットワークに対して支障が無いようにする。
- (5) 構築された無線LANを中継する形でネットワークを延長することは、禁止する。
- (6) 無線LANを構築する場合は、必ず「不正利用」及び「盗聴」に対する防止対策を行うことができる業者が構築するものとする。
- (7) 無線LANを構築した場合は、構築後速やかに別紙「無線LAN使用報告書」（以下「報告書」という。）により、府立高等学校及び府立中学校にあっては高校教育課、府立特別支援学校にあっては特別支援教育課に報告する。
- (8) 「報告書」は、京都教育情報ネットワークシステム管理者（京都府総合教育センター）と共有するものとする。

2 セキュリティ対策

- (1) アクセスポイントを許可なく利用される「不正利用」及び通信内容が判読される「盗聴」の防止策として、次に掲げる全ての事項について、それと同等か、より強力な防止対策を講ずること。
 - ア アクセスポイントにログインするためのアカウント名の変更
 - イ アクセスポイントにログインするためのパスワードの設定
 - ウ MACアドレスフィルタリングの設定
 - エ SSIDの変更
 - オ SSIDのステルス化
 - カ 暗号化処理機能（WPA2）の設定
- (2) 無線LANに接続する端末の管理については、「不正利用」及び「盗難」の防止対策として、次に掲げる全ての事項について、それと同等か、より高度な水準の管理を行うこと。
 - ア 機械警備の設置された部屋で保管すること。
 - イ 施錠可能な戸棚に保管すること。
 - ウ 貸出・返却についての十分な管理を行うこと。

3 生徒への指導

- (1) 生徒が無線LANを使用する際、端末の使用方法及び情報セキュリティに関する指導を事前に行うこと。
- (2) 医療用電子機器等を使用している生徒に対し、事前にその医療用電子機器等に影響がないことを確認するとともに、十分な配慮を行うこと。

4 情報漏えい及び不正アクセスへの対応

情報漏えい及びその可能性または、不正アクセス及びその可能性が発覚した場合は、直ちに無線LANの使用を中止し、必要な措置を講ずること。

また、京都教育情報ネットワークシステム管理者に報告するとともに府立高等学校及び府立中学校にあつては高校教育課、特別支援学校にあつては特別支援教育課に併せて報告すること。

5 その他

この留意事項に定めのない事項については、関係機関により協議の上、その都度別に定めるものとする。

附則 この留意事項は、平成24年4月1日から施行する。

京都府教育情報ネットワークシステム(京都みらいネット) に関する情報セキュリティ実施手順

1 目的

この手順は、京都府総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が所管する京都府教育情報ネットワークシステム（以下「京都みらいネット」という。）について、「京都府情報セキュリティ基本方針」並びに「京都府情報セキュリティ対策基準」の規定を具体的に適用し実行するための手順を定めることにより、京都みらいネットの情報セキュリティを確保することを目的とする。

2 体制及び役割

(1) 京都みらいネットの情報システム管理者（以下「管理者」という。）は、総合教育センター所長とする。

(2) 管理者は、京都みらいネットの情報セキュリティ対策に関する権限と責任を有する。
また、管理者は、次に掲げる事務を総合教育センターの職員に担当させることができる。

- ア 京都みらいネットが稼動するサーバ等の管理
- イ 京都みらいネット専用端末及び専用ネットワーク機器の管理
- ウ 京都みらいネットのプログラムの管理
- エ 京都みらいネットのデータ管理
- オ 京都みらいネットの運用に必要な書類の保管
- カ 京都みらいネットの利用者の認証に関する事務
- キ 京都みらいネットの稼動状況の監視
- ク コンピュータウイルスや不正アクセスに関する情報の収集
- ケ 京都みらいネットの情報資産への侵害発生時の緊急対応
- コ その他、京都みらいネットの情報セキュリティの確保に資すること

(3) 情報セキュリティ責任者

ア 京都みらいネットを利用する各課（室）及び教育局並びに教育機関の情報セキュリティ責任者（以下「責任者」という。）は、各所属の長とする。

イ 責任者は、各所属において、本実施手順を遵守するよう、少なくとも年度当初に1回は、京都みらいネットの情報セキュリティ対策を図る上で守るべき内容に関する研修を開催したり、年度途中の転入者や採用者への説明を適宜行ったりするなど、全職員に指導を徹底するための必要な措置を講じなければならない。

ウ 責任者は管理者から指示があった場合、コンピュータウイルスに感染した端末のネットワーク切断や教育機関内の情報システムの通信記録調査など、セキュリティ対策上必要な措置を講じなければならない。

エ 責任者は、外部から不正アクセスを受けた場合、あるいは受けたと思われる場合は、ただちに管理者に報告するものとする。

オ 責任者は、所属職員の中からネットワーク担当者（以下「担当者」という。）を選任し、管理者に報告するものとする。

カ 担当者は、責任者を補佐し、各教育機関における情報セキュリティの維持について、

必要な措置を講じるものとする。

キ 責任者は、担当者を変更した場合は、管理者にその内容を報告するものとする。

- (4) 京都みらいネットを利用する者（以下「利用者」という。）は、「京都府教育情報ネットワークシステム利用規程」第2条で定める者とする。

3 物理的セキュリティ対策

(サーバ等の設置場所)

- (1) 京都みらいネットで使用するサーバ及びその周辺機器は、西日本電信電話株式会社京都支店(以下「NTT三条局」という。)のサーバ室及び京都府庁第2号館の電子計算機室に設置する。
- (2) サーバ室等の入退室管理は、NTT三条局についてはNTTが定める入退室規定に、京都府庁第2号館については企画参事(IT推進担当)が定める電子計算機室入退室管理要領による。

4 人的セキュリティ対策

(利用者の責任)

- (1) 利用者は、本実施手順を遵守しなければならない。
- (2) 利用者は、パスワード等に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ア 管理者の交付したパスワードを変更する場合は、6文字以上とし、文字列はアルファベット、数字及び記号を混在させるなど容易に推定できないものとする。
- イ 禁止事項
- (ア) パスワードの公開又は照会に応じること。
- (イ) 他利用者のパスワードやユーザー名を利用すること。
- (ウ) 京都みらいネットを通して知り得た情報資産の漏洩
- (3) 利用者は、業務上やむを得ず記録媒体を持ち出す場合、責任者の許可を得るとともに、対策基準に定める「記録媒体持ち出し管理簿」に記入する。
- (4) 重要な情報資産を記録した記録媒体は施錠可能な保管棚などに保管する。
- (5) 不要となったデータは、その記録媒体に適した次に示す方法で完全に消去するとともに、消去及び廃棄を行った日時、処理者及び処理内容を対策基準に定める「記録媒体処理簿」に記録する。
- ア 記録媒体の破壊
- イ データ消去ソフトによる元データと無関係なデータの複数回の上書き

5 技術的セキュリティ対策

(アクセス記録の取得等)

- (1) 管理者は、アクセス記録(端末操作日時、操作端末、ユーザーID、操作内容等)を記録し、1年以上保存する。

(アクセス制御)

- (2) 利用者の認証はユーザ名及びパスワードにより行う。

- (3) 京都みらいネットの管理者権限の行使は、管理者の指名した総合教育センターの職員及び運用保守受託事業者のみが行う。

(外部ネットワークとの接続)

- (4) 京都みらいネットと府以外の機関の情報システム(以下「外部ネットワーク」という。)との接続に当たっては、管理者は、次の事項を実施する。
- ア 不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設置や認証、論理的なネットワークの分割等の適切な運用を行う。
 - イ 京都みらいネット利用者の認証はパスワードにより行う。

(京都みらいネット運用に必要な書類の保管等)

- (5) 管理者は次の書類を保管しなければならない。
システム構造図、ネットワーク体系図、IPアドレス管理簿、システム設計書、操作手引書、その他京都みらいネットの運用に必要な書類
- (6) 前項の書類の保管場所は、総合教育センターとする。
- (7) 京都みらいネットで使用するソフトウェアの設定を変更した場合は、当該変更作業を行った事業者から作業報告書を徴し、時系列のファイルにまとめ、総合教育センターにおいて厳重に保管する。

(セキュリティ情報の収集)

- (8) 管理者は、「京都府教育情報ポータルサイト」に掲げる代表的なセキュリティに関するホームページ等を随時閲覧するなど、コンピュータウイルスや不正アクセスに関する最新の情報を収集する。

6 運用及び緊急時におけるセキュリティ対策

(情報システムの監視)

- (1) 管理者は、ネットワーク侵入監視装置を設置し、厳重な監視を行う。

(緊急時対応計画等)

- (2) 管理者は、情報資産への侵害が発生した場合に備えて、緊急時対応計画を別に定める。

7 評価・見直し

管理者は、この実施手順を踏まえた情報セキュリティ対策の遵守状況について定期的に検証し、その結果を京都府教育庁IT推進本部に報告する。

附 則

この実施手順は平成16年度5月14日から施行する。

平成19年4月1日 所管変更に伴い一部改正